

《高額介護（介護予防）サービス費等支給の申請に当たって》

- 1 この申請に基づき、今後、あなたに高額介護（介護予防）サービス費の支給及び高額介護予防サービス費相当事業費による支給（以下「高額介護サービス費等支給」といいます。）がある場合は、自動的に、申請書等で指定した口座に振り込みます。
原則として、2回目以降の支給申請は不要ですが、
 - ・ 被保険者が死亡した場合や、振込先口座が変わる場合などには、改めて申請が必要となります。
 - ・ 無料低額介護老人保健施設利用事業の適用を受けたサービスがある場合は、サービスを利用した月ごとに申請書を記入の上、領収書を添えて申請してください。
- 2 介護保険サービスの利用者負担（1割、2割又は3割負担）について、被爆者の方への軽減制度などにより、後から払戻しを受けた場合は、高額介護サービス費等支給の額を調整する必要がありますので、申請時に申し出てください。
また、申請後についても、後から払戻しを受ける場合は、申し出てください。
- 3 あなたの世帯で要介護（要支援）認定を受け、又は事業対象者として、介護保険サービスを利用している方がいらっしゃる場合は、被保険者ごとに申請書を作成し、この申請書と一緒に提出してください。
- 4 保険料を滞納している方については、高額介護（介護予防）サービス費の給付の全部又は一部を差し止めることがありますので、必ず保険料を完納した上で申請してください。
また、給付制限を受けている方については、高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合がありますので、御了承ください。
- 5 高額介護サービス費等支給の対象となる利用者負担額には、次に掲げるサービス（例）に係るものは含まれません。
（例） 福祉用具購入費、住宅改修費、介護保険施設に入所又は入院中の「食費」及び「居住費」 など